⑯　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑰　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kiyoshi Serizawa, Director General, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, MOD

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract :

①　Mechanical work for low-rise housing (area1—17) in Iwakuni Air Base (JFY2015)

②　Mechanical work for low-rise housing (area18—22) in Iwakuni Air Base (JFY2015)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : October 15, 2015, 12 : 00 noon

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : November 27, 2015, 12 : 00 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Administration Department, Chugoku-Shikoku Defense Bureau, 6—30, Kamihatchobori, Naka-ku, Hiroshima-shi, Hiroshima-ken, 731—0012, JAPAN TEL 082—223—7233 (Ext. 554) FAX 082—222—3027

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年9月18日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　名神高速道路　安八スマートインターチェンジ工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所　名神高速道路
自）岐阜県安八郡安八町中
至）岐阜県安八郡安八町中

⑷　工事内容　本工事は、名神高速道路　岐阜羽島ＩＣ～大垣ＩＣ間に新たに建設する（仮称）安八スマートインターチェンジについて、盛土工・軟弱地盤対策工・函渠工・橋台・橋脚等の土工工事を行うものである。

⑸　工事概算数量
土工　約30,000㎥
橋台　４基（高さ：Ｈ＝13.7～7.4m）
橋脚　７基（高さ：Ｈ＝11.6～4.5m）
函渠工　22基
軽量盛土（ＥＰＳ）　約20,000㎥

⑹　工期　契約締結の翌日から750日間

⑺　使用する資機材
コンクリート　約8,000㎥
鉄筋　約1,100ｔ

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

⑽　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。

⑾　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合
「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績１
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事。
求める実績２
ＥＰＳ工法による軽量盛土工の工事。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）５m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事。
求める実績２
ＥＰＳ工法による軽量盛土工の工事。

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。